

## 第3章 海面最終処分場の廃止に関する技術情報集作成の検討

### 1. 廃止に関する技術情報集策定の目的

「海面最終処分場の廃止に関する技術情報集」（以下「廃止技術情報集」という）の策定の目的を整理すると、以下のようにまとめることができる。

- 現在、最終処分場の廃止基準は「廃棄物処理法」にもとづき、「基準省令」により規定されている。
- ところが海面最終処分場においては、その廃止における基準省令の適用の仕方について、不明確であり各最終処分場で異なる考え方が見受けられる。
- また、海面最終処分場では、保有水等が停滞するために廃棄物の安定化が遅れ、廃止するまでに要する期間が長引き円滑な跡地利用の促進に問題が生じている。
- そこで、これらの課題に対応するため、平成 17 年度から学識経験者及び行政等の専門家で構成する検討会を設置し、閉鎖・廃止マニュアルの策定に向けた検討を行ってきた。

### 2. 基本的な考え方

基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 最終処分場が廃止されると、廃棄物処理法上の維持管理義務がなくなる。
- このため、最終処分場が廃棄物処理施設としての維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態（第一段階安定化）となったことが確認されなければ、最終処分場の廃止が認められない。
- ここで、掘削等による遮水工の破損や埋め立てられた廃棄物の攪乱等の行為があった場合にも生活環境の保全上の支障が生じるおそれがない状態（土壌化（最終安定化））を要求しているものではない。（海面処分場にあっては、内水ポンド等の浸出液の水質やガスの発生状況等が廃止の基準を満たしているのであれば処分場内に排水基準値を超過する保有水が存在していても廃止することは可能。）
- その代わり、廃止の確認後については、指定区域の指定等の手続（廃棄物処理法第15条の十七）により形質変更が制限されており、これにより生活環境の保全上の支障が生じないよう担保されている。

### 3. 修正の基本方針

平成 17 年度から海面処分場の廃止に関する検討が継続されているが、これまでの案では、一部で現行法を超えた管理等を求める点（廃止後の水位管理を求める点など）があったため、関係者間で調整がつかず、未だ発出されていない。このため、海面処分場の廃止に関する情報については、改めて現行法に基づいて整理した上で、廃止の考え方としてまとめる。また、これまでの検討を通じて、得られた海面処分場の廃止に関する技術的な情報を広く周知することは有用であると考えられるため、技術情報集としてとりまとめることとする。

#### 4. 検討結果

本検討結果については、巻末「海面最終処分場の廃止に関する技術情報集」を参照されたい。